

役員報酬等に関する規定

社会福祉法人
五台山保育園振興会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五台山保育園振興会の役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、評議員、理事及び監事をいう。

(評議員会、理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した場合は別表1に定める報酬を支払うものとする。

- 2 監事が理事会に出席した場合は別表1に定める報酬を支払うものとする。
- 3 評議員が評議員会に出席した場合は別表1に定める報酬を支払うものとする。

(役員の仕事報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2に定める報酬を支払うものとする。ただし、前条第1項の規定により理事長が理事会に出席した日は、この限りでない。

- 2 理事及び評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払うものとする。ただし、前条第1項の規定により理事が理事会に出席した場合には、この限りでない。
- 3 監事が理事長の命を受けて行政等の指導検査等への立会及び運営状況への指導または監査の業務に当たった場合別表3に定める報酬を支払うものとする。は法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により監事が理事会に出席した場合は、この限りでない。
- 4 役員が理事会以外で1日に6時間以上の業務を行った場合別表3に定める特別報酬を支払うものとする。

(出張費用)

第5条 役員が法人の業務のため出張する場合は、別表4に定める日当を支給するものとする。

- 2 出張費用は原則として、出張後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(役員の仕事金)

第6条 役員の仕事金は、次に掲げる場合に支払うものとする。

- (1) 役員の仕事金が終了した場合
- (2) 役員が死亡した場合
- (3) 役員が仕事金の途中にやむなく退職した場合

- 2 理事長が辞職した場合は、理事長としての職責を考慮し、別表5に定める退職金を支払うものとする。この場合において理事長であったものが理事にとどまる場合であっても、退職金を支払うものとする。
- 3 評議員、理事及び監事が辞職した場合は別表6により退職金を支払うものとする。
- 4 理事を兼務している職員が退職した時も前項に規定する退職金を支払うものとする。
- 5 退職金の支払いは、役員の任期満了日とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は理事長が別に定める。

(その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

平成23年5月25日に制定された役員報酬規程は廃止する。

令和元年8月1日 制定

令和3年6月2日 変更

別表1

名称	報酬
理事会出席報酬等	日額 3,500円
評議員会出席報酬等	日額 3,500円

別表 2

名称	報酬
理事長等業務報酬	日額 4,000円

別表 3

名称	報酬
理事・評議員業務報酬	日額 3,500円
監事業務報酬	日額 3,500円
特別報酬（6時間以上）	日額 10,000円

別表 4

名称	日当	宿泊費	旅費	その他
理事長出張旅費	5,000円	実費	実費	実費
理事出張旅費	5,000円	実費	実費	実費
監事出張旅費	5,000円	実費	実費	実費
評議員出張旅費	5,000円	実費	実費	実費

別表 5

職名	期間	金額
理事長	1期以上2期未満	20,000円
理事長	2期以上3期未満	40,000円
理事長	3期以上4期未満	60,000円
理事長	4期以上5期未満	80,000円
理事長	5期以上	100,000円

別表 6

職名	期間	金額
理事・監事・評議員	1期以上2期未満	10,000円
理事・監事・評議員	2期以上3期未満	20,000円
理事・監事・評議員	3期以上4期未満	30,000円
理事・監事・評議員	4期以上5期未満	40,000円
理事・監事・評議員	5期以上	50,000円

※理事及び監事の任期は1期2年、評議員は1期4年とする。